

北陸電力及び沖縄電力の特定小売供給約款の変更届出に係る
経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）

令和6年2月15日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

本年2月5日及び同月6日に、みなし小売電気事業者10社から経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更届出（以下「当初届出」という。）があり、本年2月8日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に対して意見の求めがあったことを踏まえ、本年2月13日に、当委員会の対応方針について御審議をいただいた。

この度、本年2月13日に、北陸電力及び沖縄電力から経済産業大臣に対し、当該2社の当初届出を取下げ、改めて特定小売供給約款の変更届出（以下「再届出」という。）があり、本年2月15日付けで経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあったため、本件への当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

昨年4月に導入されたレベニューキャップ制度における一般送配電事業者の「収入の見通し」の変更や、本年4月からの発電側課金の導入を踏まえ、本年1月17日に、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第1項の規定に基づいて、一般送配電事業者10社の定める託送供給等約款の変更認可申請が認可された。

これを受け、本年2月5日及び同月6日に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第4項又は同法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法第19条第4項の規定に基づいて、みなし小売電気事業者10社から経済産業大臣に対して当初届出が行われた。

その上で、本年2月8日付け20240205資第20号（以下「当初意見聴取文書」という。）のとおり、経済産業大臣から当委員会に、当初届出に係る意見の求めがあり、同月13日の電力・ガス取引監視等委員会において、当初届出について料金制度専門会合（以下「専門会合」という。）で、中立的・客観的かつ専門的な観点で確認することなどを御審議いただいた。

その後、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）及び沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）による届出内容の一部に変更又は修正が生じた¹ことから、本年2月13日に、北陸電力及び沖縄電力から経済産業大臣に対して再届出が行われた。その上で、本年2月15日付け20240213資第2号（以下「再意見聴取文書」という。）のとおり、経済産業大臣から当委員会に、再届出に係る意見の求めがあった。

なお、再意見聴取文書では、当初意見聴取文書により経済産業大臣から当委員会に意見の求めがあった当初届出のうち、北陸電力及び沖縄電力の当初届出については、当該2社から当初届出の取下げがあったことから、当委員会に意見を求めないこととされている。

¹ 北陸電力については、北陸電力送配電株式会社による発電側課金に係る通知内容の一部に誤りがあったことに起因して、従量電灯等の電力量料金単価に変更が生じたもの。沖縄電力については、臨時電灯Bの最低料金の額に誤りがあったため、修正が生じたもの。

2. 当委員会の対応

(1) 検討事項

当委員会は、北陸電力及び沖縄電力の再届出に係る特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）に則って算定されていることを前提に、託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款料金の料金原価の変動等が、特定小売供給約款料金に適切に反映され、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことなどを確認する。

(2) 検討プロセス

当委員会は、北陸電力及び沖縄電力が行った当初届出に替えて、当該2社が2月13日に行った再届出について、専門会合で、中立的・客観的かつ専門的な観点で確認する。その上で、専門会合における確認結果について、当委員会で審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行う。

3. 参照条文等

■ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条

1～3 （略）

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法（中略）第十九条第三項から第五項まで（中略）の規定（中略）は、（中略）なおその効力を有する。（以下略）

5～7 （略）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条

1・2 （略）

3 みなし小売電気事業者は、（中略）一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（中略）で設定した料金（中略）の額の増加に対応する場合には、（中略）特定小売供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、（中略）その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 （略）

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

8 (略)

■ 改正前の旧電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条

1・2 (略)

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6～10 (略)

■ 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(20160325資第12号)

第2 処分の基準

(5) 特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令
特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第1号要件〕

② 特定小売供給約款が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。〔第3号要件〕

(13) 改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同条第6項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、(中略)一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が(中略)認可を受けた託送供給等約款(中略)で設定した料金(中略)の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合〔第1号要件〕
- ② 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ③ 特定小売供給約款が、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。〔第4号要件〕

■ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会
第三次中間取りまとめ(2022年1月)

I. 強靱な電力ネットワークの形成

(1) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革

(h) その他

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

(前略)託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。(以下略)

■ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第65回 電力・ガス基本政策小委員会
資料4-1 (抜粋・一部加工)

発電側課金の小売経過措置料金への機動的な反映について

- 建議においては、発電側課金を小売料金に適正に当てはめるため、所要の制度的措置の検討の必要性について付言されている。
- 発電側課金は、現在、託送料金で回収している費用の一部を発電事業者にも負担を求めるものであり、その料金については電力・ガス取引監視等委員会による厳正な審査が行われ、レベニューキャップ制度下で収入上限を上回らない範囲で料金の変更が可能である。また、発電事業者が小売電気事業者に転嫁する発電側課金相当分は、小売電気事業者にとって外生的に発生する費用である。
- こうした発電側課金の性格も勘案すれば、小売電気事業者間の公平な競争環境を確保する観点から、託送料金改定時の小売経過措置料金への当てはめ(※)と同様に、発電側課金についても小売経過措置料金に機動的に反映できる仕組みとしてはどうか。

※小売経過措置料金において、託送料金の変動に対応する場合には、託送料金の変動を機動的に料金に反映することを認めている。